

ブラジル特許制度（基本事項）についての概略説明

1. 特許要件

発明が特許として認められるためには、以下の要件が必要です。

- (1) 方式的要件：特許出願書類が規則で定める所定の書式に合っていることが必要です。
- (2) 特許の保護対象であること：a) ただの発見、科学理論及び数学上モデル、b) 純粹に抽象的な概念、c) 商業、会計、金融、教育、広告、抽選及び税務用の図式、設計、原理又は方法、d) 文学、建築図面又は、芸術作品、音楽、本、映画、その他の表現、e) コンピュータプログラム自体、f) 情報の開示、g) ゲームの原則、h) 手術や医療技術に関連する発明、i) 自然界に存在する全ての生物のゲノム又は生殖質及び自然生物学的製法を含め、全ての又は何らかの生物もしくはそれから分離された生物化学的物質は発明ではないとされます。
- (3) 新規性：発明及び実用新案は、技術水準の一部でないときに、新規とみなされます。
 - a) 技術水準は、文書又は口頭による説明、使用その他の方法により、特許出願日前にブラジル又は外国において、公衆の利用に供されていた全てのものから構成されます。
 - b) 新規性判断の目的上、ブラジルに出願されて未だ公開されていない出願の全内容は、それが後に公開されることを条件として、出願日又は主張されている優先日から技術水準であるとみなされます。
 - c) 出願日又は優先権主張日前の12月以内に、発明の開示が（発明者或いは発明者から得た情報によって）行われた場合には、当該発明の開示は、技術水準を構成しないとみなされます。
- (4) 進歩性：発明が既に知られている技術から容易に考えられないことが必要です。
- (5) 不特許事由に該当しないこと：公の秩序、善良な風俗に反する恐れがあるものでないことが必要です。
- (6) 先願：同一発明については他人より先に出願することが必要です。

2. 出願公開制度

出願日または優先日から1年6月経過したときに出願公開がされます。

3. 審査請求制度

出願人又はその他の利害関係人は、出願日から36月の期間内に特許出願の審査を請求しなければなりません。請求をしなかったときは、その出願は却下されます。

4. 調査報告書

技術的審査をしたときに調査報告書が作成されます。調査報告書が、出願の非特許性若しくはクレームの内容に対する出願の不適合性を確認するものであるか、又は何らかの要求を行うものである場合、出願人は90日の期間内に意見書を提出するよう通知を受けます。

5. 補正

以下の時期に補正が可能です。

- (1) オフィスアクションの回答のとき
- (2) 拒絶通知に対する不服申立のとき
- (3) 審査の請求までに、出願人が任意に特許請求の範囲を明確にするための補正

6. 分割出願

特許出願に2つ以上の発明が含まれている場合に、技術上の審査が終了するまでは、ブラジル特許庁が職権によって、又は出願人の請求によって、2以上の出願に分割することができます。ここで、「審査が終了するまで」とは、特許査定又は拒絶査定が官報に公開されるまでを意味します。拒絶査定後の審判段階では分割出願を行うことはできません。

7. 審判請求

拒絶査定がなされた場合、不服審判を請求できます。

8. 特許査定

審査において要件を満たした場合、特許査定がされます。

9. 情報提供

第三者は、出願公開から審査終結前まで、審査を助けるための書類や情報を提出することができます。異議申立を提出することはできません。

上記手続は、ブラジル特許制度の基本事項のみです。

[更新日 2015年3月3日]